

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目1番5号
日本アビオニクス株式会社
代表取締役社長 鈴木 泰 次

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区六番町15番地
主婦会館プラザエフ

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第57期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役2名および補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件
- 第6号議案 退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈ならびに退職
慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第7号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.avio.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

〔自 平成18年4月1日〕
〔至 平成19年3月31日〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、個人消費の伸び悩みが見られるものの、引き続き企業業績が改善しそれに伴う民間設備投資の増加により回復傾向のうちに推移しました。

当社グループの関連するエレクトロニクス業界におきましては、薄型テレビ等のデジタル民生機器の好調な需要に牽引され堅調に推移しました。

このような環境の中で当社グループは、新しい映投方式を採用し小型・軽量化したプロジェクタ i Pシリーズや新型国産センサーを採用した赤外線機器等の新製品を発売するとともに市場の変化に即応できるよう営業体制を整備するなど受注、売上の確保に努めました。

また、日本電気株式会社から赤外線機器の有力メーカーであるNEC三栄株式会社の株式を平成18年6月30日に譲り受け当社の子会社といたしました。

その結果、当期における業績は、受注高がNEC三栄株式会社が連結対象に加わったことおよび情報システム製品の大型プロジェクトがあったことから347億17百万円（前期比24.6%増）となり、売上高も同様の理由から356億40百万円（前期比17.8%増）と前期に比較して53億87百万円増加いたしました。

また、第1種優先株式1,900,000株を日本電気株式会社の請求により取得し、消却いたしました。

損益に関しましては、売上増の効果により経常利益は前期に比較して2億70百万円増加の15億40百万円（前期比21.3%増）となり、当期純利益は厚生年金基金代行返上に伴う特別利益21億74百万円を計上した前期と比較して17億53百万円減の11億82百万円（前期比59.7%減）となりました。

また、期末受注残高は121億86百万円（前期比2.9%増）であります。

(2) 部門別の事業の概況

情報システム部門

情報システム製品については、表示・音響関連装置および指揮・統制関連装置等の大型プロジェクトにより受注、売上とも増加しました。

この部門の当期の受注高は144億90百万円（前期比17.2%増）、売上高は154億41百万円（前期比6.7%増）であります。

電子装置部門

電子装置製品については、競争の激化、単価の下落等により情報端末機器および映像機器が低調に推移したものの、NEC三栄株式会社が連結対象に加わったこと、赤外線機器が新製品投入の効果により好調に推移したことから受注、売上とも大幅に増加しました。

この部門の当期の受注高は117億52百万円（前期比67.3%増）、売上高は117億35百万円（前期比54.7%増）であります。

製造装置部門

製造装置製品については、受注はプリント配線板の半導体検査装置向け製品の低迷の影響を受けたものの、製造・検査機器が新製品投入効果等により増加したため、概ね横ばいで推移しました。売上は、プリント配線板が同様の理由から減少したものの、製造・検査機器の売上がデジタル民生機器の拡大の影響を受け同市場向け製品が好調に推移し、新製品の販売および中国等の海外市場の開拓等により全体としては売上は増加しました。

この部門の当期の受注高はほぼ前期並みの84億74百万円、売上高は84億63百万円（前期比3.2%増）であります。

(3) 設備投資の状況

当期は、情報システム製品用生産設備の増強などに総額10億26百万円の設備投資を行いました。

(4) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的調達を行うために主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

(5) 他の会社の株式の取得の状況

当社は、赤外線機器の強化を目的として、平成18年6月30日付でNEC三栄株式会社の全株式を日本電気株式会社から取得し、子会社といたしました。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国経済の先行きの不透明感等があるものの、引き続き企業収益の改善が続くものと見込まれ、日本経済は緩やかな回復傾向が続くものと予想されます。

このような状況の中で、当社グループといたしましては、新市場の開拓、新製品の開発等を積極的に推進し、受注、売上の拡大を目指してまいります。

情報システム製品は、当社グループのコア事業として堅持し、電子装置製品は、成長製品である赤外線機器を中心に成長市場への進出を加速します。製造装置製品は、引き続き堅調なアジア地域への進出を進めてまいります。

また、市場環境の変化に対応するため、調達、開発、生産、販売にいたるあらゆるプロセスの見直しを行いさらなる成長への基盤を整備するとともにそれらを担う人材の育成に取り組んでまいります。

さらに、たな卸資産の削減、原価低減活動を推進し事業全般にわたる効率化を推進するとともに品質管理体制の強化、顧客満足の向上、内部統制システムの充実に取り組んでまいります。

以上の諸施策により、業績の向上に向けて全社一丸となって邁進する所存であります。

(7) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成15年度 (第54期)	平成16年度 (第55期)	平成17年度 (第56期)	平成18年度 (当 期)
受 注 高(百万円)	28,115	28,845	27,857	34,717
売 上 高(百万円)	26,786	25,705	30,253	35,640
経 常 利 益(百万円)	709	767	1,270	1,540
当期純利益(百万円)	580	1,379	2,935	1,182
1株当たり当期純利益(円)	20.50	47.22	102.26	40.95
総 資 産(百万円)	31,009	31,198	31,469	35,609
純 資 産(百万円)	7,035	8,392	11,140	10,153
1株当たり純資産額(円)	107.28	153.74	250.95	283.97

(注) 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は「1株当たり当期純利益に関する会計基準」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に基づき算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成15年度 (第54期)	平成16年度 (第55期)	平成17年度 (第56期)	平成18年度 (当 期)
受 注 高(百万円)	27,765	28,513	27,366	28,819
売 上 高(百万円)	26,340	25,327	29,810	29,751
経 常 利 益(百万円)	470	606	1,081	1,103
当期純利益(百万円)	506	1,306	2,727	933
1株当たり当期純利益(円)	17.90	44.62	94.90	32.13
総 資 産(百万円)	30,172	30,506	30,587	32,582
純 資 産(百万円)	7,021	8,304	10,844	9,608
1株当たり純資産額(円)	106.80	150.65	240.50	264.70

(注) 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は「1株当たり当期純利益に関する会計基準」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に基づき算定しております。

(8) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	当社株式の 所有割合	関係内容
日本電気株式会社	50.00 %	当社は同社に対して、情報システム 製品等を納入しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 持株比率	主要な事業内容
山梨アビオニクス株式会社	百万円 450	100 %	プリント配線板の製造
福島アビオニクス株式会社	450	100	ハイブリッドICおよび 電子装置製品等の製造
日本アビオニクス販売株式会社	70	100	電子装置製品の販売等
NEC三栄株式会社	342	100	電子装置製品等の製 造、販売

(注) NEC三栄株式会社は、平成18年6月30日に日本電気株式会社から株式を譲り受けたことから当社の子会社となりました。

③ 重要な技術提携等の状況

主要な技術提携の相手先は、レイセオン・カンパニー（米国）およびロッキード・マーチン・コーポレーション（米国）であり、各種情報システム製品に関する技術導入契約を締結しております。

(9) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

部門	主要製品
情報システム部門	誘導・搭載関連装置、表示・音響関連装置、 指揮・統制関連装置、ハイブリッドIC
電子装置部門	映像機器、赤外線機器、情報端末機器、 工業計測機器
製造装置部門	製造・検査機器、プリント配線板

(10) 主要な営業所および工場（平成19年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 品 川 区
府 中 支 店	東 京 都 府 中 市
名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市
福 岡 支 店	福 岡 県 福 岡 市
甲 府 営 業 所	山 梨 県 南 ア ル プ ス 市
横 浜 事 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
相 模 事 業 所	神 奈 川 県 高 座 郡

(注) 本社は、平成18年8月21日をもって東京都港区から品川区へ移転しました。

② 主要な子会社

名 称	所 在 地
山梨アビオニクス株式会社	山梨県南アルプス市
福島アビオニクス株式会社	福島県郡山市
日本アビオニクス販売株式会社	東京都品川区
N E C 三 栄 株 式 会 社	東京都立川市

(注) 日本アビオニクス販売株式会社は、平成18年8月21日をもって神奈川県横浜市から東京都品川区へ本社を移転しました。

(11) 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
男	名 1,069	名 166
女	212	27
合 計	1,281	193

(注) 1. 使用人数は就業人員を表示しております。
2. 使用人が前期末に比べ193名増加しておりますが、その主な理由はNEC三栄株式会社が連結子会社となったことによるものです。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男	名 687	名 21	才 42.7	年 18.5
女	117	11	37.2	11.1
合計または平均	804	32	41.9	17.5

(注) 使用人数は就業人員を表示しております。

(12) 主要な借入先 (平成19年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,159 <small>百万円</small>
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,800
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,464
日 本 政 策 投 資 銀 行	1,160

2. 会社の株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株
普通株式 76,000,000株
第1種優先株式 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 30,400,000株
普通株式 28,300,000株
第1種優先株式 2,100,000株

(注) 下記(5)のとおり第1種優先株式を取得し、消却したため前期と比較して第1種優先株式の発行済株式の総数は1,900,000株減少しております。

(3) 株主数 普通株式 4,140名
第1種優先株式 1名

(注) 第1種優先株式は、日本電気株式会社が全株所有しております。

(4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主（普通株式）

株主名	持株数
日本電気株式会社	14,151,000株

(5) 会社の株式に関する重要な事項

第1種優先株式1,900,000株を日本電気株式会社の請求により平成18年7月20日に取得いたしました。これは、株主の取得請求権の行使に基づく取得であり、当該第1種優先株式は取締役会決議により平成18年7月31日付で全株消却いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成19年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	鈴木泰次	
代表取締役副社長	加藤修司	経営企画、事業支援、製造装置事業およびMLB事業担当 山梨アビオニクス株式会社代表取締役社長
常務取締役	杉内克己	情報システム事業担当 支配人 福島アビオニクス株式会社代表取締役社長
常務取締役	設楽恒男	NEC三栄株式会社代表取締役社長
取締役	会田宏実	電子装置事業担当 支配人
取締役	根来周三	日本電気株式会社<社会インフラソリューションビジネスユニット>航空宇宙・防衛事業本部 副事業本部長
監査役(常勤)	小川和夫	
監査役(常勤)	津田好美	
監査役	小野隆男	日本電気株式会社執行役員
監査役	渡谷和行	日本電気株式会社事業開発本部コーポレートアライアンス部長

- (注) 1. 平成18年6月29日開催の第56期定時株主総会において、設楽恒男、会田宏実、根来周三の3氏は取締役に、また、小川和夫、津田好美、渡谷和行の3氏は監査役に、それぞれ選任され就任いたしました。
2. 監査役のうち小野隆男、渡谷和行の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 津田好美氏は、当社において長年経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 小野隆男氏は、日本電気株式会社において長年経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 平成19年4月1日付で当社は執行役員制度を導入いたしました。執行役員制度導入に伴う会社における地位、役職および担当は次のとおりです。

会社における地位	執行役員の役職	氏 名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	執行役員社長	鈴木 泰 次	
代表取締役	執行役員副社長	加 藤 修 司	経営企画、事業支援、電子装置事業、製造装置事業およびMLB事業担当 山梨アビオニクス株式会社代表取締役社長
取締役	執行役員常務	杉 内 克 己	特定プロジェクトの総括 福島アビオニクス株式会社代表取締役社長
取締役	執行役員常務	設 楽 恒 男	NEC三栄株式会社代表取締役社長
取締役	執行役員	会 田 宏 実	特定プロジェクト担当
取締役	執行役員	根 来 周 三	情報システム事業部担当

6. 社外取締役でありました根来周三氏は、平成19年4月1日付で当社の執行役員を委嘱されました。その担当は、上記注記5. のとおりであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	6名	88百万円
監 査 役	4名	19百万円
計	10名	107百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、年額1億3千万円以内（平成3年6月27日開催の第41期定時株主総会決議）、監査役の報酬限度額は、年額3千万円以内（平成4年6月26日開催の第42期定時株主総会決議）となっております。
3. 報酬等の額のほかに、平成19年6月28日開催予定の第57期定時株主総会において、退任予定の取締役および監査役への退職慰労金の贈呈ならびに退職慰労金制度の廃止に伴う当期末の取締役および監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給を決議する予定であります。なお、当期末の役員退職慰労引当金の内訳は取締役（6名）58百万円、監査役（4名）8百万円であります。
4. 平成18年6月29日開催の第56期定時株主総会決議に基づく退職慰労金（退任取締役3名 54百万円、退任監査役3名 16百万円）を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社との兼任状況（平成19年3月31日現在）

区 分	氏 名	兼 任 状 況
社外取締役	根 来 周 三	日本電気株式会社<社会インフラソリューションビジネスユニット>航空宇宙・防衛事業本部副事業本部長
社外監査役	小 野 隆 男	日本電気株式会社執行役員 NECリース株式会社社外取締役 株式会社トッパンNECサーキットソリューションズ社外監査役
社外監査役	渡 谷 和 行	日本電気株式会社事業開発本部コーポレートアライアンス部長

(注) 当社と日本電気株式会社との関係は、前記1.(8)① 親会社との関係に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	根 来 周 三	取締役会へは8割ほど出席し、主に事業の執行状況に対し意見を述べております。
社外監査役	小 野 隆 男	取締役会へは5割ほど、監査役会は7割ほど出席し、必要に応じ、会計・財務的な見地から質問、助言等の発言を行っております。
社外監査役	渡 谷 和 行	取締役会および監査役会には8割ほど出席し、主に事業執行の状況等に関し適宜発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の総額	3名	1百万円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人（一時会計監査人）

(注) 1. 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（現法人名：みすず監査法人）は、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から平成18年8月31日までの間業務停止処分を受け、これにより同監査法人は当社の会計監査人の資格を喪失いたしました。そのため、平成18年7月18日開催の監査役会において新日本監査法人を一時会計監査人に選任いたしました。

2. 退任した会計監査人の名称および所在地

名称：中央青山監査法人（現法人名：みすず監査法人）

所在地：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

3. 就任した一時会計監査人

名称：新日本監査法人

所在地：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

新日本監査法人

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21百万円
② 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	21百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 中央青山監査法人には、当事業年度に係る①の報酬等の額および②の金銭その他財産上の利益は支払っておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

特に定めておりません。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

中央青山監査法人につきましては、上記(1)の注記1に記載のとおりであります。

新日本監査法人につきましては、該当事項はございません。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関し次のとおり取締役会にて決議しております。なお、平成19年4月1日付で執行役員制度を導入いたしましたのでその内容を反映いたしました。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「企業行動憲章」および「A v i o 行動規範」を周知徹底し、遵守する。
- ② 当社は、「企業行動憲章」および「A v i o 行動規範」の周知徹底のための活動を経営企画本部に行わせ、監査部に各部門における実施状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案などの支援を行わせる。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の遵守に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ④ 当社における法令違反または「企業行動憲章」もしくは「A v i o 行動規範」の違反またはそのおそれのある事実に関する主な相談窓口は、監査部、内部者通報制度「アビオホットライン」とする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- ① 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等の保存および管理については、「文書規程」を制定し、当該規程に基づき適切に作成、保存、管理する。
- ② 情報セキュリティについては、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
- ③ 株主総会議事録、取締役会議事録などその作成および保存に関する法令の定めがある文書等については、法令に従い適正に作成し、適切に保存・管理する。
- ④ 企業秘密については、「企業秘密管理規程」に基づき適切に管理する。
- ⑤ 個人情報については、法令および「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、必要に応じて弁護士、公認会計士など外部の専門家の助言を受け、関係部門において分析および対策を検討する。
- ② リスク管理の観点から特に重要な案件については、経営戦略会議または経営会議で事前に十分な審議を行ったうえで、取締役会に付議する。
- ③ 各部門のリスク管理体制の監査は、監査部が行う。

(4) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ① 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。また、取締役会付議事項については、経営戦略会議または経営会議で事前に審議を行う。
- ② 取締役会は、年間および半期の予算を決定し、その執行状況を監督する。
- ③ 取締役および執行役員は、取締役会で定めた予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、取締役、執行役員、支配人、営業本部長、事業部長等で構成される事業執行会議で確認する。
- ④ 執行役員に対する大幅な権限委譲を行うことにより、事業運営に関して迅速な意思決定を行う。執行役員は、取締役会で定める日常業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。
- ⑤ 代表取締役等は毎月の取締役会で取締役および執行役員の職務執行状況について報告する。
- ⑥ 取締役、執行役員その他の使用人の職務権限の行使は、職務権限規程に基づき適正かつ効率的に行う。
- ⑦ 取締役および執行役員は、職務執行の効率化をはかるため、各種業務用情報システムの構築、運用および改善を行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社に対して、取締役および監査役の派遣ならびに「企業行動憲章」および「A v i o 行動規範」に基づく当社主管部門による日常的な管理を行うとともに、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。また、当社の親会社である日本電気株式会社（以下「NEC」という。）の当社主管部門と日常的な連携を行うとともに、必要に応じて遵法体制その他当社の業務の適正を確保するための体制の整備についてNECと協議する。
- ② 子会社の事業運営に関する事項については、その重要度に応じて、当社において、経営戦略会議または経営会議での審議、決裁および取締役会への付議を行う。
- ③ 当社の財務報告に係る内部統制については、関連法規に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ④ 監査部に業務の適正性に関する子会社の監査を行わせる。
- ⑤ 監査役は往査を含め、子会社の監査を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人が必要な場合、適切な使用人をその任にあて、当該使用人について業務執行からの独立性を確保する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ② 監査部長は、取締役に「A v i o 行動規範」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、その他の取締役および監査役に直ちに報告する。
- ③ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

(8) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ③ 監査役は、監査役会を開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- ④ 監査役は、監査部との連携をはかり、効果的な監査業務を遂行する。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	24,561	流動負債	17,154
現金および預金	1,526	支払手形および買掛金	6,082
受取手形および売掛金	10,712	短期借入金	7,270
たな卸資産	10,916	未払法人税等	291
繰延税金資産	967	製品保証引当金	84
その他	472	その他	3,426
貸倒引当金	△ 32	固定負債	8,301
固定資産	11,047	長期借入金	4,375
有形固定資産	8,814	再評価に係る繰延税金負債	1,321
建物および構築物	2,312	退職給付引当金	2,537
機械装置および運搬具	691	役員退職慰労引当金	67
工具器具備品	930	負債合計	25,455
土地	4,847	純資産の部	
建設仮勘定	33	株主資本	8,343
無形固定資産	481	資本金	5,145
投資その他の資産	1,751	利益剰余金	3,206
投資有価証券	21	自己株式	△ 8
その他	1,873	評価・換算差額等	1,809
貸倒引当金	△ 142	その他有価証券評価差額金	0
		土地再評価差額金	1,809
資産合計	35,609	純資産合計	10,153
		負債純資産合計	35,609

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔自 平成18年4月1日〕
〔至 平成19年3月31日〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	35,640
売 上 原 価	26,717
売 上 総 利 益	8,922
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費	7,111
営 業 利 益	1,811
営 業 外 収 益	77
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	1
そ の 他	76
営 業 外 費 用	348
支 払 利 息	282
そ の 他	66
経 常 利 益	1,540
特 別 損 失	274
固 定 資 産 除 却 損	238
製 品 保 証 引 当 金 繰 入 額	35
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,266
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	232
法 人 税 等 調 整 額	△ 149
当 期 純 利 益	1,182

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成18年4月1日〕
〔至 平成19年3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成18年3月31日 残高	5,145	4,143	△ 6	9,282
当 期 中 の 変 動 額				
剰余金の配当		△ 213		△ 213
当期純利益		1,182		1,182
自己株式の取得			△1,908	△1,908
自己株式の消却		△1,906	1,906	-
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)				
当期中の変動額合計	-	△ 937	△ 1	△ 939
平成19年3月31日 残高	5,145	3,206	△ 8	8,343

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高	-	1,857	1,857	11,140
当 期 中 の 変 動 額				
剰余金の配当				△ 213
当期純利益				1,182
自己株式の取得				△ 1,908
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	0	△ 47	△ 47	△ 47
当期中の変動額合計	0	△ 47	△ 47	△ 986
平成19年3月31日 残高	0	1,809	1,809	10,153

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

山梨アビオニクス株式会社、福島アビオニクス株式会社、日本アビオニクス販売株式会社およびNEC三栄株式会社の子会社4社すべてが連結に含まれている。

(2) 連結の範囲の変更に関する事項

当期からNEC三栄株式会社を連結の範囲に含めている。これは、平成18年6月30日付で日本電気株式会社から全株式を取得し連結子会社としたことによる。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は3月31日であり、連結決算日と一致している。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

ア 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

イ たな卸資産

製品、半製品および材料……………主として総平均法による原価法

仕掛品および未着品……………個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主として定率法

無形固定資産……………定額法

③ 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上している。

イ 製品保証引当金……………製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上している。

(会計方針の変更)

製品の無償保証期間中の修理費用は、従来修理等の発生時に計上していたが、当期より過去の実績を基礎とした見積額を製品保証引当金として計上する方法に変更している。この変更は、過去の実績を基礎に将来の発生見込額の見積りが可能になったことから財務の健全性を高め、期間損益計算の適正化をはかるために行ったものである。

この変更により過年度の売上起因する製品保証引当金繰入額35百万円を特別損失に計上し、当期繰入額84百万円を売上原価に計上している。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益および経常利益は48百万円、税金等調整前当期純利益は84百万円それぞれ減少している。

- ウ 退職給付引当金……………従業員への退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から年金資産ならびに会計基準変更時差異未処理額、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務債務を加減した額を計上している。確定給付企業年金制度および適格退職年金制度については年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る会計基準変更時差異未処理額、未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用（当期末1,350百万円）として投資その他の資産の「その他」に含めて連結貸借対照表に計上している。また、会計基準変更時差異（8,516百万円）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理を除き、平成12年4月1日から15年による按分額を費用処理している。過去勤務債務はその発生時の従業員の平均残存勤務期間で按分した額を費用処理している。数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間で按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理している。
- エ 役員退職慰労引当金……………役員への退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく期末要支給額を計上している。
- ④ 重要なリース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- ア ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっている。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は特例処理を採用している。
- イ ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段……………金利スワップ
- ヘッジ対象……………借入金の支払利息
- ウ ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利の変動によるリスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。
- エ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象は重要な条件が同一であるため、高い有効性を有している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。
- ⑥ 消費税および地方消費税の会計処理の方法……………税抜方式

- (5) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項
 連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用している。
- (6) 会計方針の変更

① 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用している。これまでの資本の部の合計に相当する金額は純資産の部の合計と同額である。

② 企業結合に係る会計基準等

当期より「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成17年12月27日）ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）を適用している。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物および構築物	1,858百万円
機械装置および運搬具	186百万円
工具器具備品	30百万円
土 地	4,794百万円
計	6,869百万円

(注) 上記物件は、短期借入金2,267百万円および長期借入金920百万円の担保に供している。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,606百万円

(3) 偶 発 債 務

銀行借入金に対する保証債務

従 業 員 48百万円

(4) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に下記方法により事業用土地の再評価を行っている。当期連結貸借対照表記載の土地の価額は当該再評価額に基づいている。なお、取得価額と再評価額との差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再 評 価 の 方 法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定している。

当期末において、上記方法により再評価した価額は、連結貸借対照表記載の土地の価額を438百万円下回っている。

(5) 財務上の特約

借入金のうち、シンジケート・ローン契約（当期末残高4,060百万円）およびコミットメントライン契約（契約総額4,000百万円、当期末借入未実行残高1,200百万円）には、契約期間中において純資産額、営業利益、経常利益を一定の水準に維持する等の財務上の特約が定められている。

(6) 当期末日は金融機関の休日であったが、同日が満期日の手形の処理については、満期日に決済が行われたものとして処理している。

当期末日満期手形の金額

受 取 手 形	11百万円
支 払 手 形	118百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株 式 の 種 類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普 通 株 式	28,300,000株	—	—	28,300,000株
第1種優先株式	4,000,000株	—	1,900,000株	2,100,000株
合 計	32,300,000株	—	1,900,000株	30,400,000株

(注) 第1種優先株式の当期の減少数は、日本電気株式会社への取得請求に基づく取得後、消却したことによる。

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普 通 株 式	22,815株	3,500株	—	26,315株
第1種優先株式	—	1,900,000株	1,900,000株	—
合 計	22,815株	1,903,500株	1,900,000株	26,315株

(注) 1. 普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分である。

2. 第1種優先株式の増減は、日本電気株式会社への取得請求に基づく取得後、消却したことによる。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成18年6月29日開催の第56期定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	213百万円
内	訳
普通株式配当金	169百万円
第1種優先株式配当金	43百万円

1株当たり配当額

普 通 株 式	6円
第1種優先株式	10円97銭5厘
基 準 日	平成18年3月31日
効 力 発 生 日	平成18年6月30日

- ② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成19年6月28日開催予定の第57期定時株主総会において、次のとおり付議する予定である。

配当金の総額	194百万円
内 訳	
普通株式配当金	169百万円
第1種優先株式配当金	24百万円
配当原資	利益剰余金
1株当たり配当額	
普通株式	6円
第1種優先株式	11円71銭8厘
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月29日

4. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 283円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 40円95銭 |

5. 企業結合等関係に関する注記

共通支配下の取引等

- (1) 結合当事企業の名称および事業の内容、企業結合の法的形式、取引の目的を含む取引の概要

ア 結合当事企業の名称および事業の内容

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 結合当事企業の名称 | 日本アビオニクス株式会社（当社） |
| ② 被結合当事企業の名称 | NEC三栄株式会社 |
| ③ 被結合当事企業の事業の内容 | 赤外線機器、工業計測機器の製造および販売 |

イ 企業結合の法的形式および取引の目的を含む取引の概要

当社は、当社の親会社日本電気株式会社が所有するNEC三栄株式会社の全株式を譲り受け、当社の子会社とした。この取引は、両社の事業領域の相互補完を行うとともに赤外線機器の今後の成長が期待できる監視・セキュリティ市場へ積極的な事業展開を進めることを目的としたものである。

- (2) 実施した会計処理の概要

上記取引は、「企業結合に係る会計基準」に定める共通支配下の取引等に該当し、これに基づく会計処理を行っている。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,093	流 動 負 債	15,184
現金および預金	1,323	支払手形	480
受取手形	311	買掛金	4,849
売掛金	8,200	短期借入金	7,270
製品	662	未払金	520
半製品	154	未払法人税等	68
材料	1,796	未払費用	900
仕掛品	6,410	前受金	852
未着品	90	製品保証引当金	84
前渡金	97	その他	158
前払費用	75	固 定 負 債	7,788
繰延税金資産	766	長期借入金	4,375
関係会社短期貸付金	4,065	再評価に係る繰延税金負債	1,321
その他	169	退職給付引当金	2,024
貸倒引当金	△ 30	役員退職慰労引当金	67
固 定 資 産	8,488	負 債 合 計	22,973
有 形 固 定 資 産	5,310	純 資 産 の 部	
建物および構築物	743	株 主 資 本	7,798
機械装置および運搬具	478	資 本 金	5,145
工具器具備品	713	利 益 剰 余 金	2,661
土地	3,342	利益準備金	40
建設仮勘定	33	その他利益剰余金	2,621
無 形 固 定 資 産	90	繰越利益剰余金	2,621
ソフトウェア	80	自 己 株 式	△ 8
その他	9	評価・換算差額等	1,809
投資その他の資産	3,087	土地再評価差額金	1,809
投資有価証券	13	純 資 産 合 計	9,608
関係会社株式	1,700	負 債 純 資 産 合 計	32,582
前払年金費用	1,256		
その他	219		
貸倒引当金	△ 101		
資 産 合 計	32,582		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔自 平成18年 4月 1日〕
〔至 平成19年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	29,751
売 上 原 価	23,763
売 上 総 利 益	5,988
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費	4,686
営 業 利 益	1,301
営 業 外 収 益	132
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	92
そ の 他	39
営 業 外 費 用	331
支 払 利 息	282
そ の 他	48
経 常 利 益	1,103
特 別 損 失	165
固 定 資 産 除 却 損	129
製 品 保 証 引 当 金 繰 入 額	35
税 引 前 当 期 純 利 益	937
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	30
法 人 税 等 調 整 額	△ 26
当 期 純 利 益	933

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自 平成18年4月1日〕
〔至 平成19年3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日 残高	5,145	18	3,829	3,848	△ 6	8,987
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 213	△ 213		△ 213
利益準備金の積立		21	△ 21	—		—
当期純利益			933	933		933
自己株式の取得					△1,908	△1,908
自己株式の消却			△1,906	△1,906	1,906	—
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						
当期中の変動額合計	—	21	△1,208	△1,186	△ 1	△1,188
平成19年3月31日 残高	5,145	40	2,621	2,661	△ 8	7,798

	評価・換算差額等		純資産合計
	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高	1,857	1,857	10,844
当期中の変動額			
剰余金の配当			△ 213
利益準備金の積立			—
当期純利益			933
自己株式の取得			△ 1,908
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△ 47	△ 47	△ 47
当期中の変動額合計	△ 47	△ 47	△ 1,236
平成19年3月31日 残高	1,809	1,809	9,608

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

- ・子会社株式……………移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

- ・製品、半製品および材料……………総平均法による原価法
- ・仕掛品および未着品……………個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産……………定率法
- 無形固定資産……………定額法

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上している。
- 製品保証引当金……………製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上している。

(会計方針の変更)

製品の無償保証期間中の修理費用は、従来修理等の発生時に計上していたが、当期より過去の実績を基礎とした見積額を製品保証引当金として計上する方法に変更している。この変更は、過去の実績を基礎として将来の発生見込額の見積りが可能になったことから財務の健全性を高め、期間損益計算の適正化をはかるために行ったものである。

この変更により過年度の売上起因する製品保証引当金繰入額35百万円を特別損失に計上し、当期繰入額84百万円を売上原価に計上している。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益および経常利益は48百万円、税引前当期純利益は84百万円それぞれ減少している。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から年金資産ならびに会計基準変更時差異未処理額、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務債務を加減した額を計上している。確定給付企業年金制度および適格退職年金制度については年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る会計基準変更時差異未処理額、未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用（当期末1,256百万円）として貸借対照表に計上している。また、会計基準変更時差異（8,232百万円）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理を除き、平成12年4月1日から15年による按分額を費用処理している。過去勤務債務はその発生時の従業員の平均残存勤務期間で按分した額を費用処理している。数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務

期間で按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理している。

- 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく期末要支給額を計上している。
- (4) リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっている。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は特例処理を採用している。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………金利スワップ
ヘッジ対象……………借入金の支払利息
- ③ ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利の変動によるリスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象は重要な条件が同一であるため、高い有効性を有している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。
- (6) 消費税および地方消費税の会計処理の方法……税抜方式
- (7) 会計方針の変更
- ① 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用している。これまでの資本の部の合計に相当する金額は純資産の部の合計と同額である。
- ② 企業結合に係る会計基準等
当期より「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成17年12月27日）ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）を適用している。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物および構築物	458百万円
機械装置および運搬具	120百万円
工具器具備品	23百万円
土 地	3,289百万円
計	3,892百万円

(注) 上記物件は、短期借入金2,027百万円の担保に供しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,377百万円

(3) 偶発債務

銀行借入金に対する保証債務

従業員 48百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりである。

① 短期金銭債権 6,673百万円

② 短期金銭債務 1,186百万円

(5) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に下記方法により事業用土地の再評価を行っている。当期貸借対照表記載の土地の価額は当該再評価額に基づいている。なお、取得価額と再評価額との差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定している。

当期末において、上記方法により再評価した価額は、貸借対照表記載の土地の価額を438百万円下回っている。

(6) 財務上の特約

借入金のうち、シンジケート・ローン契約（当期末残高4,060百万円）およびコミットメントライン契約（契約総額4,000百万円、当期末借入未実行残高1,200百万円）には、契約期間中において純資産額、営業利益、経常利益を一定の水準に維持する等の財務上の特約が定められている。

(7) 当期末日は金融機関の休日であったが、同日が満期日の手形の処理については、満期日に決済が行われたものとして処理している。

当期末日満期手形の金額

受取手形 0百万円

支払手形 68百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 8,203百万円

② 仕入高 6,352百万円

③ 営業取引以外の取引高 422百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	22,815株	3,500株	—	26,315株
第1種優先株式	—	1,900,000株	1,900,000株	—
合計	22,815株	1,903,500株	1,900,000株	26,315株

(注) 1. 普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分である。

2. 第1種優先株式の増減は、日本電気株式会社の取得請求に基づく取得後、消却したことによる。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、未払費用の否認等であり、回収可能性がないと判断された額（評価性引当額）を控除した額を繰延税金資産として貸借対照表に計上している。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産の主なものは、事務機器、生産設備等の一部である。

7. 企業結合等関係に関する注記

共通支配下の取引等

当社の親会社日本電気株式会社が所有するNEC三栄株式会社の全株式を譲り受け、当社の子会社とした。当該取引は、「企業結合に係る会計基準」に定める共通支配下の取引等に該当し、これに基づく会計処理を行っている。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員兼任等	事業上の関係				
親会社	日本電気(株)	東京都港区	337,822	コンピュータ、通信機器、ソフトウェア等の製造および販売ならびに関連サービスの提供	直接	—	当社の一部製品の販売	情報システム製品等の販売	7,426	売掛金	2,141
					50.23	—		自己株式の取得	1,906	—	—
					—	—		株式の譲受	700	—	—

(注) 1. 取引条件ないしは取引条件の決定方針等

製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社見積価格を提示し、その都度交渉の上、決定している。

2. 自己株式の取得は、日本電気株式会社からの第1種優先株式の取得請求に基づく取得である。

3. 株式の譲受はNEC三栄株式会社の株式取得である。株式の譲受価格は、第三者による評価結果を参考にし、当事者間の協議の上、決定した。

(2) 子 会 社 等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 兼任等	事業上の 関係				
子会社	山梨アビオ ニクス(株)	山梨県 南アル プス市	百万円	プリント配 線等 の製造	%	100	兼任 2名	当社が使用 する一部部 品の購入等	百万円	買掛金	百万円
			450						22		—
子会社	福島アビオ ニクス(株)	福島県 郡山市	百万円	ハイブリッド I C、電子装置 製品等の製造	%	100	兼任 3名	当社が使用 する一部部 品の購入等	百万円	買掛金	百万円
			450						1,745		411
子会社	日本アビオ ニクス販売(株)	東京都 品川区	百万円	電子装置 製品の販売等	%	100	兼任 1名	当社の一部 製品の販売	百万円	売掛金	百万円
			70						776		417

(注) 1. 取引条件ないしは取引条件の決定方針等

部品の購入等については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定している。
当社製品の販売については、市場価格等を参考に決定している。

2. 上記の他、山梨アビオニクス株式会社および福島アビオニクス株式会社の子会社2社より、当社銀行借入金の一部（当期末残高1,160百万円）に対して、共同で工場財団担保提供（当期末帳簿価額2,977百万円）を受けている。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	264円70銭
1株当たり当期純利益	32円13銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月10日

日本アビオニクス株式会社
取締役会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	中 山 清 美	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	榎 正 壽	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	薄 井 誠	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アビオニクス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アビオニクス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月10日

日本アビオニクス株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	中 山 清 美 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	榎 正 壽 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	薄 井 誠 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アビオニクス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

当監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社グループの監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集ならびに監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社のほか主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき現に整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、その取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、職務の遂行状況を聴取するとともに、定期的に事業の報告を受け、必要に応じて子会社へ赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、一時会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

なお、一時会計監査人からは会社計算規則に定める「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、内容を確認いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 事業報告に記載されている内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人の新日本監査法人による監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

一時会計監査人の新日本監査法人による監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（現みずす監査法人）は、金融庁の業務停止処分により、平成18年7月1日から会計監査人資格を2ヶ月間喪失いたしました。このため当監査役会は平成18年7月18日の監査役会において新日本監査法人を一時会計監査人として選任しております。

平成19年5月10日

日本アビオニクス株式会社 監査役会

常勤監査役 小 川 和 夫 ㊟

常勤監査役 津 田 好 美 ㊟

社外監査役 小 野 隆 男 ㊟

社外監査役 渡 谷 和 行 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

第57期の配当につきましては、財務体質の改善と将来の事業展開に備えた内部留保に努め、企業体質の強化をはかりながら当期の業績等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
 - (1) 普通株式 1株につき6円 総額 169,642,110円
 - (2) 第1種優先株式 1株につき11円71銭8厘 総額 24,607,800円上記(1)、(2)を合わせた総額は、194,249,910円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成19年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由
 - (1) インターネットの普及を考慮し、利便性の向上および公告手続の合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、やむを得ない事情により電子公告できない場合の措置を定めるものであります。
(変更案第5条)
 - (2) 当社は、本年4月1日より経営の監督と執行の分離を目指し執行役員制を導入いたしました。これに伴い当社の取締役の員数は今後も現状(6名)程度で推移すると見込まれることからそれにあわせ削減する(変更案第18条)とともに役付取締役の制度を廃止(変更案第21条第2項)し、株主総会の招集および議長(変更案第12条および第14条)に所要の変更を行うものであります。なお、相談役制度の廃止に伴い現行定款第24条(相談役)を削除します。
 - (3) 取締役の経営責任の明確化と経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を2年から1年へ短縮し、現行定款第20条に所要の変更を行うものであります(変更案第20条)。また、平成18年6月29日開催の第56期定時株主総会において選任された取締役の任期を明確にするため附則を設けるものであります。

(4) 社外取締役および社外監査役に期待される役割が十分発揮されるようその責任を限定する規定を設けるものであります。社外取締役については変更案第24条として、社外監査役につきましては、変更案第31条としてそれぞれ新設するものであります。

なお、変更案第24条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(5) その他条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第5条 本会社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞にこれを掲載する。</u></p> <p>(招 集) 第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。 <u>2) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて代表取締役がこれを招集する。代表取締役が2名以上の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序による。</u></p> <p>(議 長) 第14条 株主総会の議長は、<u>取締役会長がこれにあたる。取締役会長が欠員であるかまたは事故があるときは、社長がこれにあたり、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(公告方法) 第5条 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>(招 集) 第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。 (削 除)</p> <p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、<u>代表取締役がこれを招集し議長となる。代表取締役が2名以上のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 本会社に取締役<u>18名以内</u>を置く。</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときに満了する。<u>ただし、補欠または増員に係る取締役の任期は、現に就任している他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p><u>2) 取締役会は、その決議により取締役会長、社長および副社長各1名ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(相談役)</p> <p>第24条 取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>2) 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 本会社に取締役<u>10名以内</u>を置く。</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときに満了する。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第24条 本会社は、社外取締役との間で<u>会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第31条 本会社は、社外監査役との間で<u>会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第31条～第33条 省略 (新 設)	第32条～第34条 現行どおり 附則 第20条の規定にかかわらず、平成18年6月29日開催の第56期定時株主総会において選任された取締役の任期は、従前のおりとする。なお、本附則は、該当する取締役全員の任期満了後、削除するものとする。

第 3 号議案 取締役 4 名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役 鈴木泰次、杉内克己、設楽恒男の 3 氏は取締役を辞任いたします。つきましては、その補充選任および増員として取締役 4 名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	鈴木 俊 一 (昭和20年2月20日生)	昭和42年4月 日本電気㈱入社 平成8年2月 同社関連部長 平成10年6月 当社監査役 平成12年4月 日本電気㈱執行役員 平成14年6月 同社取締役常務 平成16年6月 当社監査役退任 平成17年4月 日本電気㈱取締役執行役員専務 (現任)	5,000株
2	鈴木 延 男 (昭和23年11月1日生)	昭和46年4月 当社入社 平成10年10月 当社電子機器事業部第一技術部長 平成13年10月 当社電子機器事業部長代理 平成14年6月 当社製造装置事業部長 平成18年4月 当社支配人 平成19年4月 当社執行役員 (現任) ソリューション・プロダクツ事業部担当	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
3	石川 俊 樹 (昭和27年5月24日生)	昭和51年4月 日本電気(株)入社 平成12年7月 同社<コーポレート>政策調査部 統括マネージャー 平成16年4月 当社経営企画本部長付担当部長 平成16年6月 当社経営企画本部企画部長 平成18年4月 当社支配人 平成19年4月 当社執行役員(現任) 経営企画および事業支援担当	—
4	山下 守 (昭和23年2月14日生)	昭和48年4月 日本電気(株)入社 平成元年7月 同社防衛システム本部第一システム 技術部長 平成12年6月 同社NECソリューションズ第一 ソリューション営業事業本部第三 官庁ソリューション事業部長 平成16年4月 同社<社会インフラソリューショ ンビジネスユニット>航空宇宙・ 防衛事業本部長(現任) 平成17年4月 同社執行役員(現任)	—

- (注) 1. 山下 守氏は、社外取締役候補者であります。
2. 山下 守氏は、当社の親会社である日本電気株式会社執行役員であります。
3. 社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
- 山下 守氏は、当社のコア事業である情報システム製品に関しその職務において豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経験と知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 社外取締役との責任限定契約を次のとおり締結する予定であります。
- 社外取締役がその期待される職務を十分発揮できるように、当社は社外取締役との間に責任限定契約を締結できるよう本総会において「定款一部変更の件」を提出しております。当該議案が原案どおり承認された場合は、社外取締役と会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が規定する額に限定する主旨の契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役2名および補欠監査役1名選任の件

本総会の終結のときをもって、監査役 小川和夫、小野隆男の両氏が辞任いたしますので、その補充として監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

また、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	祝 宏 文 (昭和24年2月5日生)	昭和42年4月 当社入社 平成元年10月 当社経理部第二原価課長 平成7年7月 当社電子機器事業部事業計画室長 平成12年7月 当社電子機器事業部計画部長 平成18年7月 当社副社長付主幹(現任)	1,000株
2	山本 徳 男 (昭和33年2月24日生)	昭和56年4月 日本電気(株)入社 平成5年7月 同社経理第一部計画部計画課長 平成11年7月 同社関連部第二マネージャー 平成15年4月 同社関連企業部マネージャー 平成17年4月 同社関連企業部統括マネージャー (現任)	—

- (注) 1. 山本徳男氏は、社外監査役候補者であります。
2. 山本徳男氏は、当社の親会社である日本電気株式会社の関連企業部統括マネージャーであります。
3. 社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。
山本徳男氏は、日本電気株式会社において長年経理業務を経験するとともに同社の関連会社を統括する部門において長年マネージャー職についており、その豊富な経験と幅広い知識が当社の監査体制において有益であると判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役との責任限定契約を次のとおり締結する予定であります。
社外監査役がその期待される職務を十分発揮できるように、当社は社外監査役との間に責任限定契約を締結できるよう本総会において「定款一部変更の件」を提出しております。当該議案が原案どおり承認された場合は、社外監査役と会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が規定する額に限定する主旨の契約を締結する予定であります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
3	川島 勇 (昭和34年2月20日生)	昭和56年4月 日本電気(株)入社 平成4年7月 同社経理第一部主計部主計課長 平成12年4月 同社NECネットワークス光ネットワーク事業本部光ネットワーク事業企画部プランニングエキスパート 平成14年8月 同社<コーポレート>経理部計画室長 平成16年8月 同社経理部統括マネージャー(現任)	—

- (注) 1. 川島 勇氏は、社外監査役の補欠者の候補者であります。
2. 川島 勇氏は、当社の親会社である日本電気株式会社の経理部統括マネージャーであります。
3. 社外監査役の補欠者の候補者とした理由は次のとおりであります。
川島 勇氏は、日本電気株式会社における長年の経理経験から豊富な財務および会計に関する知識を有しており、当社の監査体制に有用であると判断したことから、社外監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役との責任限定契約を次のとおり締結する予定であります。
社外監査役がその期待される職務を十分発揮できるように、当社は社外監査役との間に責任限定契約を締結できるよう本総会において「定款一部変更の件」を提出しております。当該議案が原案どおり承認され、川島 勇氏が社外監査役に就任された場合には会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が規定する額に限定する主旨の契約を締結する予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（現法人名：みずず監査法人）は、平成18年5月10日金融庁より業務停止の処分を平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヶ月間受けました。これに伴い、中央青山監査法人は平成18年7月1日をもって会計監査人としての資格を喪失いたしました。

このため当社は、平成18年7月18日開催の監査役会の決議によって新日本監査法人を一時会計監査人に選任し、現在に至っております。

当社の会計監査人としては、引き続き新日本監査法人が監査品質を維持するためには適任と考えられることから、本総会で当社の会計監査人に選任することをお願いするものであります。

本議案は、監査役会の同意を得ております。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

名 称	新日本監査法人	
主たる事務所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号日比谷国際ビル	
その他事務所	国内	34ヶ所
	連絡事務所	3ヶ所
	海外	24ヶ所
沿革	平成12年4月	太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリー設立
	平成13年7月	監査法人テイケイエィ飯塚毅事務所および高千穂監査法人と合併し、新日本監査法人に名称変更
概要 (平成19年3月31日現在)	人 員	公認会計士 1,748名 (代表社員 313名 社 員 221名 職 員 1,214名) 会 計 士 補 978名 その他の職員 1,106名 合 計 3,832名 出資金 1,694百万円 関与会社数 4,517社

第6号議案 退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈ならびに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会の終結のときをもって、鈴木泰次、杉内克己、設楽恒男の3氏は取締役を辞任され、また、本総会終結のときをもって、小川和夫、小野隆男の両氏は監査役を辞任されます。つきまして、退任取締役鈴木泰次、杉内克己、設楽恒男の3氏および監査役小川和夫、小野隆男の両氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その金額、贈呈の時期、方法等の決定は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
鈴木泰次	平成17年6月 当社代表取締役社長（現任）
杉内克己	平成12年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 平成19年4月 当社取締役執行役員常務（現任）
設楽恒男	平成18年6月 当社常務取締役 平成19年4月 当社取締役執行役員常務（現任）
小川和夫	平成18年6月 当社常勤監査役（現任）
小野隆男	平成16年6月 当社監査役（現任）

また、当社は平成19年5月11日開催の取締役会において、本総会終結のときをもって、取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。つきましては、在任中の取締役3名および監査役2名に対し、その功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で本総会終結のときまでの在任期間に対応する退職慰労金を贈呈することとし、その贈呈の時期につきましては、取締役および監査役各氏の退任のときといたしたいと存じます。また、退職慰労金の金額、贈呈の方法等の決定は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金贈呈の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
加 藤 修 司	平成10年6月 当社取締役 平成16年6月 当社代表取締役 常務取締役 平成18年6月 当社代表取締役副社長 平成19年4月 当社代表取締役執行役員副社長 (現任)
会 田 宏 実	平成18年6月 当社取締役 平成19年4月 当社取締役執行役員 (現任)
根 来 周 三	平成18年6月 当社社外取締役 平成19年4月 当社取締役執行役員 (現任)
津 田 好 美	平成18年6月 当社常勤監査役 (現任)
渡 谷 和 行	平成18年6月 当社監査役 (現任)

第7号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、取締役は平成3年6月27日開催の第41期定時株主総会において年額1億3千万円以内、監査役は平成4年6月26日開催の第42期定時株主総会において年額3千万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止したこと、その他諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額は年額2億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額1千万円以内）、監査役の報酬額は年額4千万円以内と改めさせていただきたくお願いいたします。

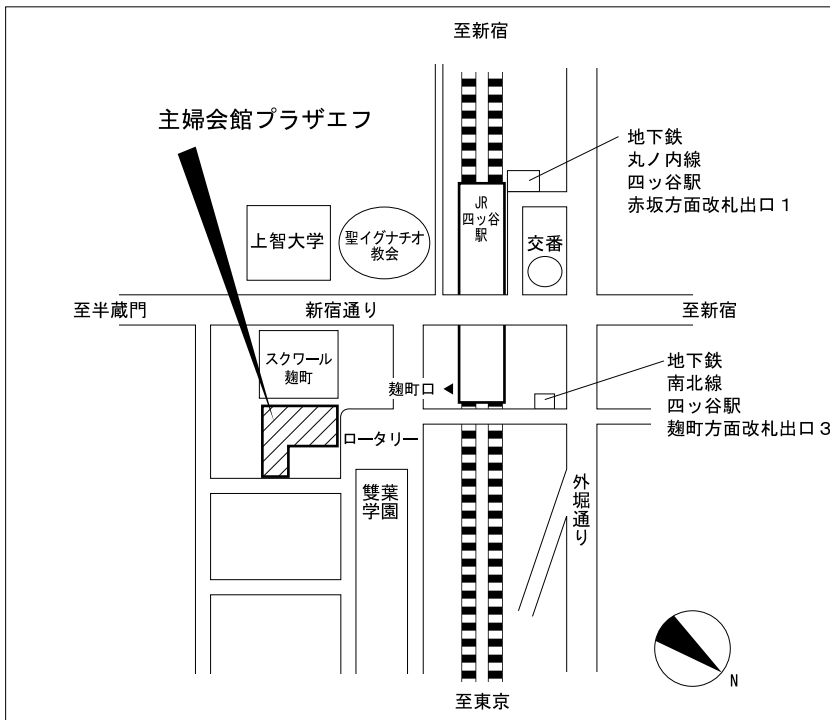
なお、取締役の報酬額は、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

現在の取締役は6名、監査役は4名ですが、第3号議案、第4号議案が原案どおり承認された場合、取締役は7名（うち社外取締役1名）、監査役は4名となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区六番町15番地
主婦会館プラザエフ



- J R (中央線) : 四ッ谷駅(麹町口)から徒歩1分
- 地下鉄(丸ノ内線) : 四ッ谷駅(赤坂方面改札出口1)から徒歩3分
- 地下鉄(南北線) : 四ッ谷駅(麹町方面改札出口3)から徒歩2分



古紙ハルブ配合率100%再生紙を使用しております。



環境に配慮した植物性大豆油インキを使用しております。

平成19年6月21日

株主各位

東京都品川区西五反田八丁目1番5号
日本アビオニクス株式会社
代表取締役社長 鈴木 泰次

「第57期定時株主総会招集ご通知」の修正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成19年6月11日付でご送付いたしました「第57期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考資料の一部記載に訂正がございました。ここにお詫び申し上げますとともに下記のとおり謹んで訂正いたします。

敬具

記

株主総会参考書類に記載された第2号議案「定款一部変更の件」(第57期定時株主総会招集ご通知38ページから41ページに記載)に条項の追加に伴う引用条項の変更を以下のとおり追加するものであります。なお、引用条項の変更のみで実質的な変更はありません。

- (1) 現行定款第11条の2(優先株式配当金)で引用している現行定款第31条(事業年度)および第32条(剰余金の配当)を、変更案では第31条を第32条へ、第32条を第33条へそれぞれ1条ずつ繰り下げるものです。
- (2) 現行定款第11条の3(優先株式中間配当金)で引用している現行定款第32条(剰余金の配当)を、変更案では第33条へ繰り下げるものです。
- (3) 現行定款第11条の11(優先配当金の除斥期間)で引用している現行定款第33条(除斥期間)を、変更案では第34条へ繰り下げるものです。

以上